

【個人様式】

農用地利用集積計画による利用権設定申出書（兼農用地利用集積計画書）

令和 年 月 日

加古川市長 様

農用地利用集積計画により利用権設定をしたいので、下記のとおり申し出ます。なお、申出書の提出にあたり、裏面「農用地利用集積計画による利用権設定申出書に係る取扱い条項」について承諾します。

1.各筆明細

借りる者(利用権の設定を受ける者) (A)			(住所) (Tel)			フリガナ (氏名)			同意印							
貸す者(利用権を設定する者) (B)			(住所) (Tel)			フリガナ (氏名)			同意印							
利 用 権 を 設 定 す る 土 地			設 定 す る 利 用 権			利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等（共有者・相続人等）										
所在			地番	現況 地目	面積 ㎡	利用権 の種類	内容	始期	終期 (存続期間)	借賃	借賃の 支払方法	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	再設定の 有無
町	大字	字														
																新規・再設定
																新規・再設定
																新規・再設定
																新規・再設定
																新規・再設定
利用権の設定を受ける理由(借りる者)									利用権の設定を設定する理由（貸す者）							
() 1 経営委譲 () 2 経営規模拡大 () 3 その他 ()									() 1 経営移譲 () 2 農業をやめる () 3 兼業による経営縮小 () 4 高齢化による経営縮小				() 5 労力不足等 () 6 その他 ()			

2.共通事項 裏面のとおり

農業団体長	集落名	農業団体長氏名	
[利用権の設定を受ける（借りる者）側の集落]			印
◎貸借が集落間に渡る場合 [利用権を設定する（貸す者）側の集落]			印
◎貸借する土地が集落外にある場合 [利用権を設定する土地の集落]			印

集落営農組合へ集積する場合、営農組合長の意見	
(意見)	
(組合長氏名)	印

「農用地利用集積計画による利用権設定申出書に係る取扱い条項」

農用地利用集積計画による利用権設定申出書（以下「申出書」という。）に含まれる情報の利用について

- (1) 申出書の記載内容を農業経営基盤強化促進法に定める利用権設定等促進事業に係る事務（以下「利用権設定等促進事業に係る事務」という。）に必要な範囲内において利用すること。
- (2) 利用権設定等促進事業に係る事務にあたり、次の関係機関が利用すること。
加古川市、加古川市農業委員会
- (3) 利用権設定等促進事業の円滑な実施を確保するため、利用権の設定及び再設定がなされた場合については、関係する地区の農業団体長に通知を行うこと。

「共通事項」

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基

づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

- (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。